

盛岡市賃貸住宅供給促進計画（暫定版）

第1 計画の位置付け

本計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づくもので、盛岡市総合計画と盛岡市住宅マスタープランを上位計画に、本市の福祉施策等と連携する計画として盛岡市賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

第2 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者は、次のいずれかに該当する者とする。

（法に定める者）

- ・低額所得者（公営住宅法に定める算定方法による月収が15.8万円（収入分位25%）以下の者）
- ・被災者（発災後3年以内）
- ・高齢者（60歳以上の者がいる世帯）
- ・身体障がい者，知的障がい者，精神障がい者，その他の障がい者
- ・子ども（18歳未満）を養育している者

（施行規則に定める者）

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV（ドメスティックバイオレンス）被害者
- ・北朝鮮拉致被害者
- ・犯罪被害者
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者（仮釈放，保護観察，更生緊急保護，恩赦などの対象者）
- ・東日本大震災による被災者

（盛岡市が定める者）

- ・妊娠している者又はその配偶者
- ・配偶者を得て5年以内の者
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設を退所しようとする者又は同施設を退所して5年以内の者

第3 賃貸住宅の供給の目標

- (1) 盛岡市住宅マスタープランに定めた、公的賃貸住宅の供給目標を踏まえ、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、空き家・空き室の有効活用を通じて、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

第4 公的賃貸住宅の供給の促進

既存の公的賃貸住宅の点検や修繕・維持補修を適切に行うとともに、個々の状況や中長期的な需要の見通しを踏まえ、計画的な建替えや長寿命化に向けた改良等の措置を講ずることで公的賃貸住宅のストックを有効に活用する。

第5 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

- (1) 住宅セーフティネット制度の情報提供に努め、登録促進を図る。
- (2) 登録される住宅確保要配慮者の種類は賃貸人の選択によるが、できるだけ多様な種類の世帯が登録されるよう賃貸人に働きかける。

第6 賃貸住宅の管理の適正化

- (1) 登録内容に従い適切に管理運営されるよう指導監督する。
- (2) 賃貸人及び住宅確保要配慮者の不安については、相談窓口の周知等に努める。

第7 計画期間

平成30年度から当分の間とする。